

【史料編】

通町・検断屋敷「壁紙文書」

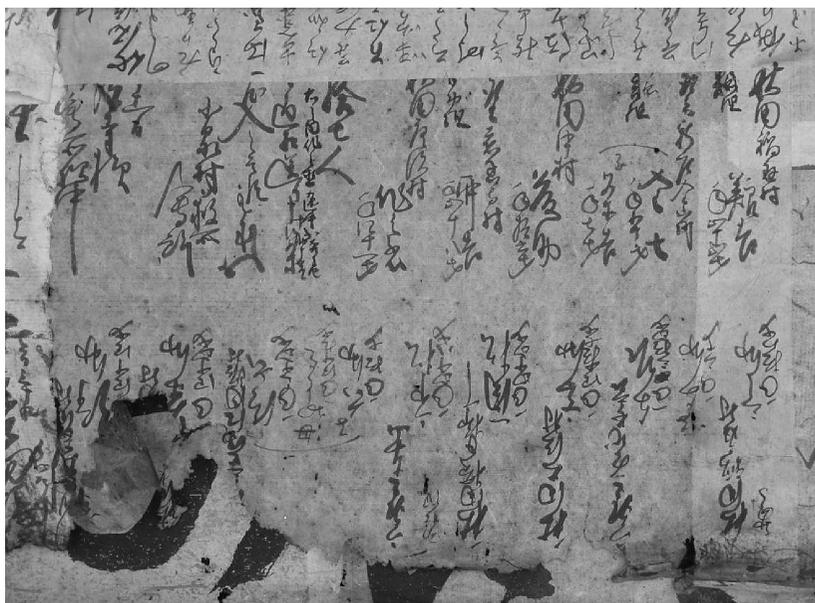
解説・解説  
佐藤 大介



通町・検断屋敷店蔵の外観（2010年6月13日）

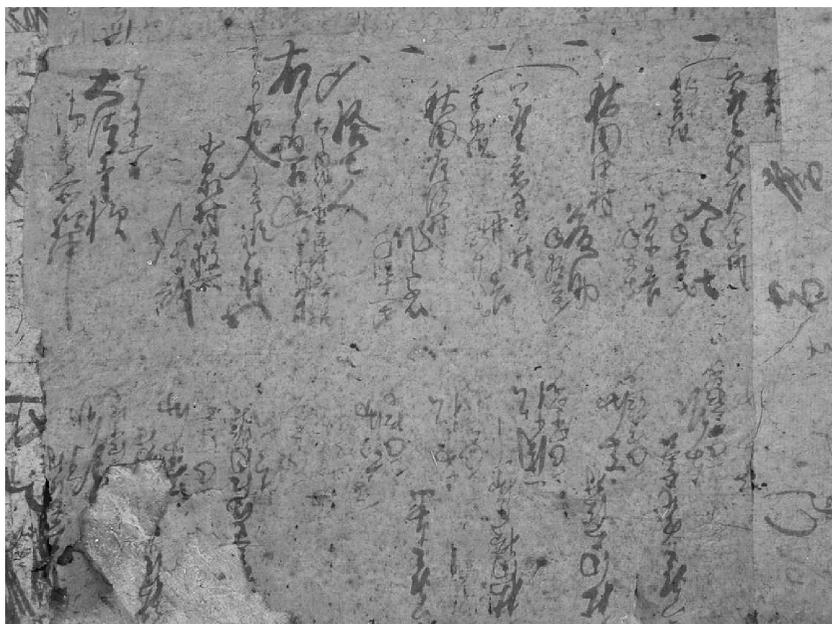


検断屋敷店蔵2階・押し入れ部分に貼られていた古文書

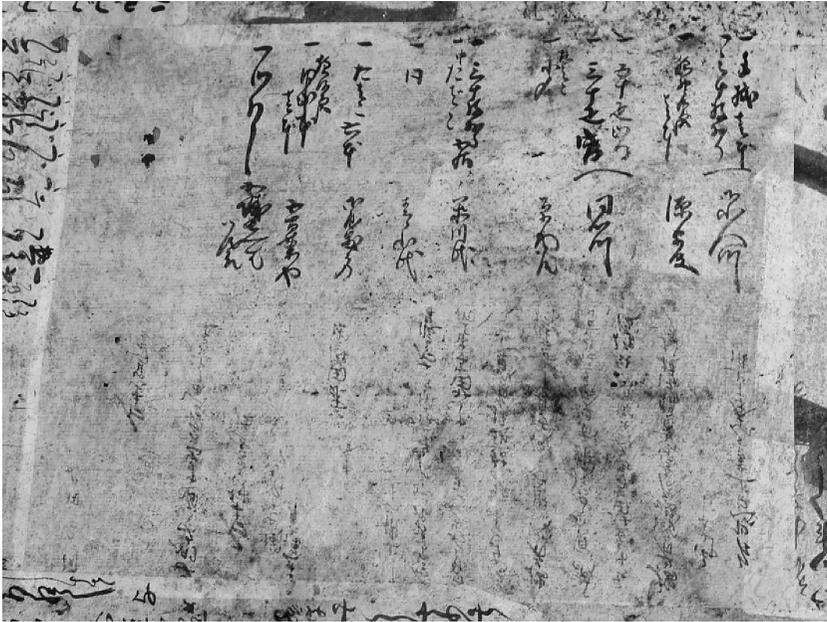


他領流民の書上 (史料番号 3)

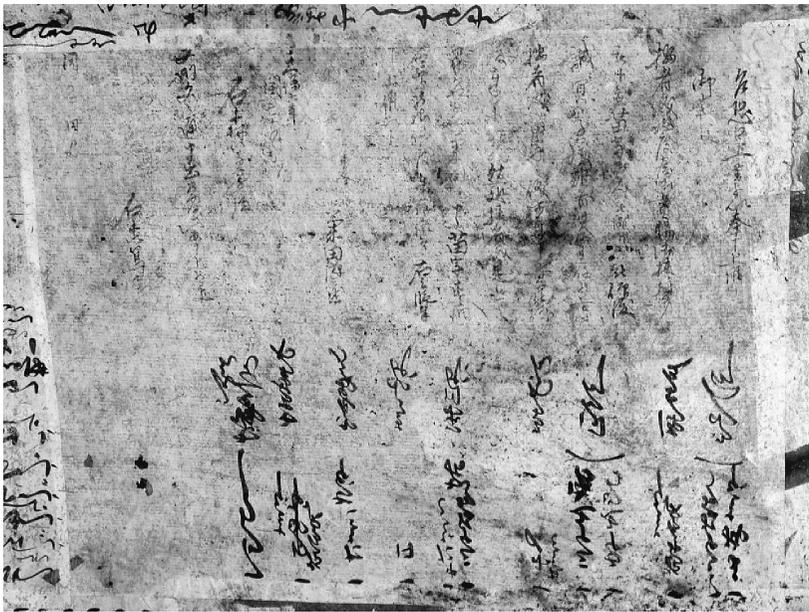
史料編  
通町・検断屋敷「壁紙文書」



同上裏面 のりしろで隠れた文字が解読できた



贈答品の書上 (史料番号 5)



上の写真をデジタル処理で反転すると「菊田」姓の御免願いが読み取れた (史料番号 15)

## 目次

- 1 天保飢饉関係
- 2 菊田源兵衛家の身分と経営
- 3 菊田源兵衛家のネットワーク
- 4 その他の史料
- 5 菊田源兵衛家・参考史料（山形大学附属図書館・二藤部家文書）

## 凡例

- 一、収録史料の冒頭に、原題あるいは内容により表題・年号（和暦および西暦）を示した。
- 一、漢字は原則として常用漢字を用いた。
- 一、改行については原史料の表記にしたがった。
- 一、助詞として用いられている「与」、「者」、「江」を除き、変体仮名や台字については原則として現行の仮名に改めた。
- 一、本文には適宜読点「、」および並列点「・」を付した。
- 一、欠字は一字あけとした。平出・台頭については原表記にしたがっている。
- 一、文意の通じない部分や、文字の異同がある部分についてはその右側に（ママ）を付し、疑問のある部分には（カ）を付した。
- 一、誤字・脱字の可能性がある箇所についてはその右側に（ ）で示した。
- 一、原史料の抹消箇所については抹消のように示し、直後に訂正後の記載を本文にそのまま挿入した。
- 一、原史料の破損や汚れ、塗りつぶされたりするなどで判読できない箇所については、字数に応じて■  
■などのように示した。
- 一、職業や身分、身体等に関する卑称や賤称を原史料の表記のまま使用している。これは事実に基づく客観的な研究に資することを目的とするものであり、これらの呼称や差別を容認するものではない。

1 天保飢饉関係

1 仙台城下町の  
流民の様子報知

天保四年  
(一八三三)

八ツ塚光寿院 北山大法寺

右両寺江相掛候施粥小家江

相入置候流民并右粥小家江相入不申分

御城下□□ニ流浪之流民共ニ

寒氣之「」より

(…中間部分判読出来ず…)

「」申上候

且拙者共右「」

御「」御吟味「」

中「」

成下

徘徊仕候流浪

民大概三百人程在之哉

(…以下判読不能)

【解説】

○本書所収「幕末の通町」を参照。

2 沢口権平書状  
(他所流民の埋葬・手当)

天保四年  
(一八三三)

沢口権平方「」

他処流民、正月元日より

四月一日迄日数九拾九日

右日数中壹万八千人程

自分入料を以取扱罷在候、

一流民死亡之者、八ツ塚

光寿院七拾三人仮葬

仕候処、忝人毎二棺へ相入、穴掘

并入棺等之義ハ、流民共之内

召仕候而、為手当飯壹重

味噌壹碗宛相与へ申候、

ろうそく并籠紙等迄

時々施入仕候、布施之義者

忝人ニ付式三文も同寺へ

指上申候、上又桃源院江

仮葬仕候処、元仕舞之義ハ

品々同断ニ御座候得共、布施

之義ハ、同寺ニ而ハ不被申受

候ニ付、其時々右布施之

首尾不仕罷有申候処、諸事

同寺之世話多々罷成候間、

右謝礼并時々自分施

餓鬼致候毎二、夫々布施

等も指上、彼是惣躰取調

「」同寺へ金貳拾五兩

□も相送申候、

拙者方分

□代病人之者共菓

□調、

【解説】

○本書所収「幕末の通町」を参照。

3

他領流民の書上

(秋田・南部・伊達・最上)

天保四年  
(一八三三)

(上段)

「」助治 ⊕

忝人 年貳十才

平賀郡八幡村  
丑之助 年十六才

仁兵衛 四十九才

惣治郎 十九才

最上「」

最上谷地北口村  
壺人 長七組 菊治

壺人「」 勇蔵

壺人 八五郎組 「」

(下段)

「」子 弥治 十七

「」弟 甚蔵 廿七

壺人 重「」 勇右衛門 年式十三

壺人 重次郎 巳之松 年三十一

壺人 重次郎 竹松 年式十八

壺人 重次郎 四人 常吉 年十七才

最上尾花沢 幸助 松之助 年式十一才

南部盛岡大土町 幸助 久「」

伊達光明寺村 幸吉 弥助 年十六

秋田城下茶 壺人 幸助

4 他領流民の書上(秋田・最上) 天保四年 (二八三三)

「」大石田村 伊助 秋田「」村

秋田横手柳丁 西松 年式十才

秋田大沢村 甚助 年四拾七才

最上谷地長表 与作 年三拾式才

秋田稲庭村 勘四郎 子与助 年三才

(下段)

秋田稲庭村 兵衛組 三之助 年拾八才

最上東山 西松組 市松 年式十八才

兵助 年拾才

子 母おとよ 年四十九才

「」内鋸村 清六 年三十才

条助 年四十才

粮吉

史料編 通町・検断屋敷「壁紙文書」

年式十式才

一 最上新庄金山町  
与兵衛 金七  
長吉組 年五十才

子 栄吉  
年七才

一 秋田中村  
藤助 年拾六才

一 最上慈恩寺村  
卯吉 式十八才

一 幸助組  
秋田唐沢村 作之丞  
年四十一才

×拾七人

右之内作之丞途中出奔之由  
十助申聞候

右之通相送り申候条、

■小屋入之首尾可被成下候、以上、  
七月十一日 小泉村御救所

会所

大法寺様  
御会所衆中

【解説】

○史料3、4は一連の史料か

○史料4は、図版3の状態ではのりしろになった部分の文字が読み取れなかった。これを裏側から撮影した画像からこの部分の文字を読み取ることが出来た。

○他領流民たちは、城下東の光寿院（仙台市宮城野区）、北の大法院（青葉区北山）、小泉村（若林区河原町）に設けられた御救小屋に收容された。收容状況に応じて、三つの施設間で人々を移動させていたことがわかる。

○人々は数人ずつ「組」となった。「組」にはまとめ役と思われる人の名前が付けられている。

2 菊田源兵衛家の身分と経営

5 「菊田」姓御免願ひ

天保六年  
(一八三五)

乍恐口上書を以奉申上候御事

拙者儀、此度為御賞賜、御扶持

被下置、苗字御免被成下旨被仰渡、

誠ニ冥加至極、難有仕合ニ奉存候、□□

拙者儀苗字之儀可奉申上旨被仰

渡、奉承知候、然処、拙者儀是迄之

家名を以、菊田と申苗字、直ニ相

名乗候様仕度奉存候間、右之段奉

申上候、以上、

〔東昌寺門前カ〕

菊田源兵衛

天保六年

閏七月六日

石森篤右衛門殿

前文之通申出候間、此段申上候、已上、

同所□□

石森篤右衛門

同月同日

【解説】

○本書所収「幕末の通町」を参照。

6 銘酒造方につき願書・下書

年不詳

乍恐申上候御事

拙者儀、銘酒当秋造七石御免

被成下候ニ付、八月中右造桶御見

積申請罷在候得共、市中米払底ニ而如何  
様ニも造米調可申候様無抛

(以下、文章なし)

【解説】

○本書所収「幕末の通町」を参照。

7

菊田源兵衛御賞賜につき  
振舞の報知

嘉永三年  
(二八五〇)

此度御賞賜被成

下候ニ付、為祝鹿酒

差上申度候間、明六日

昼より御光来被被成

下度奉存候、以上、

閏七月 菊田源兵衛

次第不同

寺島泰蔵様

草刈恒治様

石森篤右衛門様

金津勇助様

伊藤屋勇治様

手塚屋平蔵様

鳥海屋久蔵様

佐藤屋おのへ様

佐藤屋利蔵様

庄司屋清八様

佐藤又蔵様

伊澤屋幸松様

菅井屋捨蔵様

森田屋菊五郎様

菅野屋喜右衛門様

升屋与右衛門様

早川屋右助様

8

菊田源兵衛御賞賜につき  
振舞の報知

嘉永三年  
(二八五〇)

此度御賞賜被成

下候ニ付、為祝鹿酒

差上申度候間、明六日

昼より御光来被被成

下度奉存候、以上、

閏七月 菊田源兵衛

次第不同

菊田喜太夫様

菊田喜左衛門様

庄子津左衛門様

菅原平助様

山田屋久右衛門様

下段

江刺平吉様

宍戸屋長七様

大場屋喜右衛門様

菊田十太郎様

菊田喜四郎様

高橋長右衛門様

伊藤権六様

安部平蔵様

伊藤屋伊右衛門様

阿部屋房次郎様

佐藤仁右衛門様

永井今朝吉様

【解説】

○7号・8号史料は一連の史料だと考えられる。  
○本書所収「菊田源兵衛家の社会的ネットワーク」を参照。

9

菊田より瀧屋瀧五郎宛書簡  
(寒中見舞い)

年不詳

幸便以一筆啓上仕候、  
尚寒ニ御座候処、其御表  
弥貴公様はしめ、御家内様  
御揃、御勇剛之段、下節  
乍影も奉恐悦候、随而  
当方無異儀罷在申候、乍  
憚御慮休可被下候、右  
御見舞申上度、愚  
筆如此ニ御座候、謹言、

菊田 ●●

十月九日

瀧屋瀧五郎様

人々御中

10

菊田文七より永井某宛書簡  
(年賀挨拶)

年不詳

新春之御慶、何方  
様御同然、目出度申納候、  
其御表御尊君様、益  
御性榮之段、恐悦至極  
奉賀候、随而当方無異  
事賀年罷在申候間、乍  
憚御休意被下、右年  
□之御詞悦申述度  
□達如此ニ御座候、恐惶  
謹言、

菊田文七

永井 ■■■

御中

3 菊田源兵衛家のネットワーク

11

歳暮品・人名控

年不詳・  
午年

(上段)

午ノ十二月

歳暮扣 在郷計り

一大豆 小角村  
治右衛門殿

一同 枡沢ノ  
藤右衛門殿

一大豆

一納豆 折立下  
平七殿

一納豆 成田  
甚兵衛殿

一醤油壺升 たはこ屋  
利助殿

一手桶 桶や

一鯉節 手塚や

一壺節 壺連

□鯉子 斎庄

式連

□ 小塩引 御道<sup>(カ)</sup>え 権六殿

□ 白砂糖 二日町 須藤様

(下段)

□ 「塩」引 針生屋 式本 林蔵殿

□ 「塩引」 あら町 一山田や

壺本

□ 「塩引」 横丁 文蔵殿

□ □ □ 中目様

【解説】

○「在郷」の村々から菊田家への贈答品を書き上げた資料。

○「在郷」とあるが、仙台城下町の人々も含まれる。

12

歳暮品・人名控

年不詳・  
午年

一葛粉

あら  
今朝殿

一 千わらび しら本 鎌治殿

一 大豆 小角 治右衛門殿

一 大豆 二ノ袋之 勇吉殿

一 納豆

一 同式 小角 千吉殿

一 同式 ■内 ■ ■ ■

13

歳暮品・人名控

年不詳

一 大豆 権七殿

一 大豆 小角 庄治殿

■ 納豆式 野村ノ 丑吉殿

一 同 植治殿

一 同 川崎ノ 忠蔵殿

一 同 山田ノ 弥四郎殿

■ 同 ねきし之 弥惣殿

(以下、後筆か)

一月廿四日

三

〆六千九百十

此代拾貫百六十五文

内

一 壺朱ト

拾貫拾文

引残分

【解説】

○11号史料と一連の文書か。

14

贈答品書上(海産物)

年不詳

(上段)

一白鯛

■かれひ

壺ツ 庄三殿

■中鯛壹枚 谷勘

■中鯛壹枚 角長

■すひ壹枚 石森

■ひらめ 十番丁 青田氏

かなかしら 御大工丁 三郎治殿

同

多利吉

同

直蔵

(下段)

■ひ二ツ 権之助殿

常吉殿

あわひ三ツ おのへとの

鱒一ツ 栄五郎殿

吉五郎殿

喜八殿

勇助殿

大鱒一ツ 大■ひ一ツ

■町 十番丁 ■町

■蔵殿 一長■殿 一大場や

■■ ■■ 同 一捨蔵殿 二日町

■殿 一青治や

■殿

【解説】

○城下町の人々による海産物の贈答を記した史料か。

○タイ、カレイ、ヒラメに加え、アワビやサケもやりとりされている。

15

贈答品書上(たばこ・金銭)

年不詳

一手拭壺本 御小人町

一三十枚おり

一狼野河原 源安殿

壺本 同心町

一五十疋式つ

一三十疋六つ 同

たはこ 菊田屋

一小 米川氏

一三十枚なり五拾 青山氏

一十たばこ

一たはこ六本 御屋敷方

一狼河原 五間茶や

一式百文 五城先生 御袋

【解説】

○藩の治安担当役人や町役人、城下町の入り口に当たる五軒茶屋、仙台藩学者・志村五城との交

際を示す史料である。  
 ※本書「菊田源兵衛家の社会的ネットワーク」参照。

16

人名・居所書上

年不詳

(上段)

「」 「」 一文蔵殿

一草刈恒治様

一寺嶋様 一幸松殿

一大泊鎌治 草刈恒治様  
 一たり殿

一中野氏 一慶蔵

一山田や 一宍戸や

一平蔵殿 一若松や

新坂通ノ

一平蔵殿 木町通ノ  
 一仲左衛門殿

一平助殿 一門蔵

一八幡堂 一ふしみや

一肴町 一畳屋丁  
 一房文殿 一草刈様

(下段)

亀久

手塚屋 おのへのの

清八殿 長三殿

捨■殿 倉松殿

■五郎殿 吉殿

常吉殿 権之助殿

喜右衛門殿 升や

土分殿 九之へや

もちや

様

勘四郎殿

十吉殿

且方

【解説】

○土分・町人および女性の人名書上。

○「新坂通」(仙台市青葉区新坂町)、「木町通」(同  
 柏木、木町通一二丁目など)は、菊田源兵衛家

のあった東昌寺門前町(通町)の近隣に位置す  
 る。

17

人名・居所書上

年不詳

一善左衛門殿 一斎藤氏

一長蔵殿

一永井氏 一菊田様

一権六殿 一桶長

一善八殿 一長五郎殿

一仁助殿

口使ノ分

門蔵 きせるや せとや

長蔵殿 善八殿 門蔵

椎名

【解説】

○人名と居所の書上。15・16号史料は一連のもの  
 か。

○贈答関係史料に見られる名前と一致する人々が

見られる。菊田家と交流のあった人々を示すものか。

18 銭高・人名書上

年不詳

(上段)

- 一百十四文 七兵衛殿
- 四郎兵衛殿
- 一千百九文 輪王寺様
- 忠藏殿
- 一百七十四文 忠藏殿
- 甚五郎殿
- 一三十文
- 藤様
- 一三百■文
- 一千七百六
- 一六十七文 見学寺様
- 和上様
- 一貳百文 佐助
- 一壹貫文 市郎助
- 一千四文 太郎右衛門殿
- 一千三十式文 和氏

佐

去ル十三日之夜

代拾文拝借

(下段)

国

- 貳百五拾七 伊半
- 一千十四 ●兵衛
- 一八百三拾八 瀧五郎
- 一千六十文 軍之助
- 一五百文 久兵衛
- 一七百廿五
- 一千八十式 六藏
- 一七百
- 一千六十六 菊田
- 一六百七拾壹
- 一三百三拾九 せとや
- 一千九十三 卯藏殿
- 一貳百五拾七 惣吉殿
- 一七百六十 ■■■

【解説】  
○銭の授受を記したのものか。

○「国・伊半」は、国分町の書肆・伊勢屋半右衛門のことか。

19 銭高・人名書上

年不詳

- 七百十六 大槻民治様
- 七百五十二 壹百文宛

うなぎや

式拾文

「」

(下段)

- 錦織屋惣兵衛殿
- 三十文 稲屋作平殿
- 三丁目
- 十七七 長伝

【解説】  
○銭の授受を記した史料。  
○「大槻民治様」は、養賢堂学頭としてその改革に尽力した仙台藩儒者の大槻平泉（一七七三―

一八五〇)の事。菊田源兵衛家と交流があったことがうかがえる。

20  
七言絶句

年不詳

暮秋一日浴秋保温■

以沢口菊田両居

聖皇曾關此温泉

千歳靈距儀爾傳

今日滕遊俱澡澡

因寺夙有好因縁

大年寺賓松稿

【解説】

○大年寺の賓松が、「菊田」(源兵衛か)、「沢口」(河原町沢口家か)と秋保温泉に遊山に出かけた際に詠んだ漢詩。

21  
人名書上

年不詳

(上段)

銘酒方器物代

(中上段)

氣仙 畑山

大場や

羽山 喜三郎

勇助 利蔵

安右衛門

古内

中の

清五郎

縁 吉右衛門

栄蔵

三蔵

二三太左衛門

清九郎

中めや

清蔵

惣助

弥市

久助

仁蔵

直治

朝■

二備■ 亀近

■ ■ 分

大平

太蔵

次兵衛

源太夫

忠七

権六

蔵敷

小走



小梁川内膳様

【解説】  
○菊田家と交際のあった人々の人名書上か。

4 その他の史料

22  
人名書上

寅年

(上段)

〆五人  
同廿六日  
一太惣治 一庄吉

〆式人  
同廿七日  
一太惣治 一庄吉  
一久吉 一太蔵 一鉄之助

〆六人  
同廿八日  
一太惣治 一久蔵 一伴蔵

六分

一龍治 一鉄之助

〆四人六分

廿九日

一太惣治 一久蔵 一伴蔵

一龍治 一久吉 一清治

一太蔵 一鉄之助

〆八人

同晦日

一太惣治 一久蔵 一庄吉

一伴蔵 一龍治 一栄五郎

一鉄之助

〆七人

(下段)

〆九切半ト

三貫九百八十文

外二

一十四人 鉄之助殿

とら

五月一日

六分

一太惣治 一久蔵 一庄吉

一龍治 一久吉 一栄五郎

一太蔵 一鉄之助

〆七人六分

二日

一〇〇治 一庄吉 一久吉

一栄五郎 一太蔵 一鉄之助

〆六人

三日

一太惣治 一久蔵 一庄吉

一龍治 一久吉 一伴蔵

一太蔵 一栄五郎 一鉄之助

〆八人

【解説】

○寅年の四月二十八日から五月三日までの記録。

○何かに出た人足と、賃金を書き上げた資料。

○庄吉、龍治、久吉、太蔵、鉄之助、伴蔵、清治、栄五郎という九名が人間が、繰り返し人足として出ている。

○記入された用紙に印が押されており、何らかの人足役の記録とも考えられる。

23

金銭・人名書上

年不詳

(上段)

同廿八日

一三十六文

同廿八日

一六十二文

惣さし引残候分

一貳貫八百六拾八文

二月八日

一金壹切半也

二月廿九日

同

同

同

同

同

一三十文

三月朔日

一五十式文

同

一四拾文

同二日

一六拾文

(下段)

三月二日

一十五拾文

同

一廿文

同

一七十五文

同三日

百三拾四文

廿文

同

六拾六文

同

六拾八文

同

与

五

五

キ

庄

夫五藤太殿

庄

計壹歩

子

庄

子

源

加

子

白

酒

同

同

同

同

百四文

同

六十文

同

三十三文

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

与

庄

勘

勘

勘

勘

勘

勘

勘

勘

勘

勘

勘

勘

勘

勘

勘

勘

勘

勘

24

金銭・人名書上

年不詳

(上段)

鎮守ニのり

十之助殿

申七月十八日

一金七切也

馬買金ニ  
当十月迄かし

元之内 申十二月卅日

【解説】  
○金銭と人名に加え、酒を振る舞ったことが記される。  
○役負担や菊田家の経営など、何らかの労働を記録したのか。

一金壹両也 請取

申

十二月迄 惣引取

さし引

三切五分

(下段)

勘五郎殿

月十五日

三拾切也

婚礼、当  
十月迄かし

同九月晦日

一金五両

同十月七日

一金五切也

引

十一月迄ノ勘定

切 十一月元  
新帳へ写

差引三切半五厘  
右●●●

九切江元ふし

式厘五り

返●

【解説】

○貸金の書上

○菊田源兵衛家による金融活動を示す史料か。

25

品物受取書

年不詳

(上段)

初り

十月廿八日

印

五升

十一月十七日

印

五升

十二月七日

印

五升

同廿六日

一(印)

五升

式斗

(下段)

右之通、慥ニ受取

申候、

正月五日

代菊治

【解説】

○商品の受取状。

○「〓升」とあるので、米穀、ないしは菊田家が醸造した清酒授受を示す史料か。

26

小引換人勤め方につき請書

年不詳

一金七両式歩也

三連

一張札壹枚

松平陸奥守

御伺候御用之趣

連

喜連川

松平

右之通、拙者儀小引替人相勤候様

申上候ニ付奉請取候、当七月廿五日迄無

利足二而返納候可仕候、為無相違親類

連

連判を以、如此二御座候、以上、

相勤上候様

右之通、拙者儀小引替人相勤上候様申上二付、  
被渡下、奉請取候、当七月廿八日迄無利足

二而返納可仕候、為無相違親類連判を以  
如是二御座候、以上、

右之通、拙者儀小引替人 相勤上候様

申上候二付

金七両式歩也

【解説】

○菊田源兵衛家が「小引替人」を務めたことを示す史料か。

○何の引き換え業務を行ったかは不明。

27 人名書上

年不詳

(上段)

□□□又兵衛

五□□歳 中

□□人□やそ

□□□歳 中

「 「 治

□拾七歳

同□□妻 友 □拾九歳

同 □□□

□□□

同 伯母 しゆん

四拾□ 中

同 又七 拾六□

同 より 拾二歳

同 みち 拾□□

同 治「□□」

同 □□□

七歳

中野吉之助

四拾六歳 中

同人妻 ■■

四拾壹歳 中

同 豊之助

貳拾歳

同人 ■■■■ 拾■

■■ 仲町 ■■

伏見屋長兵衛

■■■歳

(下段)

(朱書)

「●羅猴星」菊田屋長吉

四拾三歳

(朱書)

「●火曜■」同人妻 りゑ 中

三拾歳

(朱書)

「●火曜」 稲吉 拾歳

(朱書)

「右為心得、午ノ当  
（二行分判読困難）」

【解説】

○菊田家の家族、親類を書き上げたものか。  
○「羅猴星」、「火曜」とあり、占いを行ったとも考えられる。

28

川柳書上（雉）

年不詳

雉子の啼

雉子啼や 泪代て乗りし

戻り馬

■ ■ ■ 空に響かんくや

雉子の声

をもわつも 漁有にせや

雉子の声

峯こして 声驚るよふや

雉子乃声

雉子啼やて 根につまつくな

熊か道

背戸の戸や 開てハ明を

触る雉子

夜嘶の 道中きくふや

雉子の声

雉子の啼く 帰りを急く

山路哉

おもわすに

万歳楽や

雉子の声

風速之

社春の都や

雉子の声

声にてか

面影はかり

残す雉子

■に

床しと聞くや

雉子の声

旅人や

火打尋ぬる

雉子の声

旅人の

手を休めたる

雉子の声

夜廻りの

拍子ぬきけり

雉子の声

旅立にや

日の出とともに

雉子の声

【解説】

○「雉子の声」を本句とした川柳。  
○菊田家の文化活動を示す。

桃生郡中津山村孝勝寺抱地  
立上金勘定目録

享和三年  
(二八〇三)

享和三年分桃生郡中津山村孝勝寺

旧抱地立上金取納御勘定目録

高五貫八百六拾文

一金貳兩 御郡司衆聞判立付帳有

内

一壹兩壹歩金粉七り 常引

但割並之上右高引相立可申御郡司衆聞判有

残貳歩金粉九分三り

一貳歩貳朱 金納

一代六百六拾七文 十一月取立惣場壹貫五百

五拾文

指引金貳歩貳朱

代六百六拾七文

右ハ十一月御取納御郡司衆取納手形壹通有之上

同所御横目帳合判有

【解説】

○桃生郡中津山村の「孝勝寺旧抱地」の譲渡に関する史料か。

宗門人別帳・落丁

年不詳

○「孝勝寺」は、仙台城下新寺小路（宮城野区北九番丁）の日蓮宗孝勝寺か。  
○「抱地」とは、武家が農民と同様の年貢負担を負うことで諸事を認められた土地を指す。

「西蔵 四拾六 一女房 四拾壹 一男子」

「半兵衛 拾六 一男」「拾八 一婢」

「房 貳拾三 一男子」「蔵 七ツ 一下人徳助 貳拾八

合九人 内 男六人 女三人

高拾五文 □九拾壹文 瀬台野村江入作

臨濟宗増長寺 一同町 徳兵衛 四拾九 一女子ふて 九つ 一養□徳治 拾三

一妹きよ 拾六 一養□ 五拾三

男式人

合五人 内

女三人

高拾五文

臨濟宗増長寺

一同町 平治 三十九 一女房 三拾□ 一「」ほの 九ツ

一男子幸七 六つ 一女子ミを □□

高五文

合五人内

「  
」

【解説】

○「臨濟宗増長寺」（岩手県奥州市水沢区）、「瀬台野村」（胆沢郡、同上）とい  
う地名から、胆沢郡水沢町の人別帳の一部と思われる。  
○菊田家にこの史料が伝来した経緯は不明。

5 菊田源兵衛家・参考史料

1 仙台御用酒諸懸り留

天保八年  
(二八三七)

(表紙)

「 天保八年

仙台御用酒諸懸り留

西四月廿四日

覚

四月廿四日  
一生酒貳合五勺

同  
一同 貳合五勺

同廿五日昼  
一同 四合

同夕  
一同 四合

同廿七日昼  
一同 五合

同廿八日  
一同 六合

〆生酒貳升四合  
代壹貫八文

右之通御払被成下、樋二

受取候、以上、

酉 大石田

五月朔日 御蔵元

二藤部兵右衛門 (に二藤部)

店 大石田

菊田源兵衛様

山崎源吉様

覚

四月廿九日 松澤庄藏殿積出  
一大山酒貳斗入 貳百廿一樽

同 伊藤五郎兵衛殿積出  
一同 貳斗入 拾八樽

〆貳百三拾九樽

此駄送払

五月朔日

御用酒貳百三十八樽 土生田へ送り  
関山通シ

但五拾九駄 片馬

同 壹樽 同断

〆貳百三拾九樽

此掛り物

一 壹貫百四十文 荷縄拾九把  
代

一 九百五十式人 水揚蔵入賃  
壹樽四文ツ、

一金三步三朱 蔵敷  
壹駄二付銀壹匁

銀二匁五分

此錢五百六十四文

〆金三步三朱

貳貫四百五十六文

両かへ 此金壹分貳朱

六代四 百十六文

合金壹両壹歩一朱  
百十六文

右之通御払被成下、樋二

請取申候、以上、

酉

五月朔日 二藤部兵右衛門 (印)

菊田源兵衛様

山崎源吉様

覚

四月廿四日より五月朔日朝迄  
 一金壹歩 菊田様  
 四泊り御旅籠  
 四月廿四日より五月朔日迄  
 一金壹歩 佐惣右衛門様  
 六泊り同断  
 四月廿四日より五月朔日迄  
 一金壹歩 門之助殿  
 四泊り同断  
 四月廿五日朝より五月朔日朝迄  
 一金三朱 山崎様  
 三泊り半同断  
 百九拾五文  
 四月廿七日より五月朔日朝迄  
 一金三朱 佐源太様  
 三泊り  
 四月廿八日より五月朔日朝迄  
 一金貳朱 喜兵衛殿  
 貳泊り同断  
 四月廿九日  
 一百九拾五文 清右衛門殿  
 同断  
 〆金壹両壹歩貳朱  
 三百九十文  
 此金一朱也  
 合金壹両壹歩三朱  
 右之通御旅籠御払

被成下、慥ニ受取申候、以上、  
 西五月朔日 二藤部兵右衛門  
 菊田源兵衛様  
 山崎源吉様  
 覚  
 一金貳朱 酒代別紙  
 貳百廿八文 金出請取表  
 一金壹両壹歩 御旅籠  
 三朱 別紙請取表  
 一金壹両壹歩一朱 御用酒  
 百拾六文 諸掛目録  
 一金壹両貳歩 駄賃錢  
 問屋払  
 一四十七十六文 橋屋作り共  
 三次郎渡  
 一百拾文 壹斗樽壹つ代  
 〆金四両壹歩貳朱  
 壹貫五百六十七文  
 此金壹歩也  
 合金四両貳歩貳朱

右之通御座候、以上、  
 西  
 五月朔日 二藤部兵右衛門  
 菊田源兵衛様  
 山崎源吉様  
 店  
 菊田源兵衛様へ  
 五月朔日  
 一布袋四枚  
 〆  
 右者弥門様より預り置候内  
 相渡申候、  
 覚  
 一金三両三歩 大山酒貳百三十九樽  
 清水本合海より  
 為登運賃  
 一八百八十四文 本合海村水下ケ  
 壹樽二付四文ツ、  
 一百四拾四文 清水川岸  
 拾八樽水下ケ  
 壹樽八文ツ、

一百五十文 同 蔵敷

一壹貫六百元 上乘清右衛門様  
八泊り御賄代

一壹貫貳百元 上乘喜兵衛様  
六泊り御賄代

一六百元 御同人  
かし

一貳貫貳百五十文 皆川江  
酒手之内

高金貳歩之内荷出

舟頭へセリ合

×金三両三歩  
六貫八百廿八文

内

拾五貫文 喜兵衛様より  
受取

三百三十式文 御同人より  
受取

×十五貫五百三十式文  
此金壹兩壹歩三朱  
六貫七百七文

兩かへ  
六貫文

引残金貳兩壹歩一朱  
百廿壹文

右之通御座候、以上、

西 舟頭

五月朔日 八郎兵衛

菊田源兵衛様

山崎源吉様

菊田源治殿分

四月廿九日 水揚蔵入  
一大山酒貳斗入 貳百廿一樽  
本合海松澤庄蔵殿積出

一同 貳斗入 拾八樽  
清水伊藤五郎兵衛積出シ

×貳百三拾九樽

此駄送払

五月朔日送り  
仙台御用酒 貳百三十八樽  
但五拾九駄

同 壹樽

×貳百三十九樽

右之通関山通へ土生田へ

駄送仕候、以上、

西

五月六日 大石田  
二藤部兵右衛門

東海林徳左衛門様

庄兵衛様

右書付、七日利吉二而遣ス

覚

一空船壹艘 八郎兵衛船

右者本合海出荷物為運候二付、

空船差下為積登申度

奉存候間、願之通被 仰付

被成置度奉願上候、以上、

西 荷間屋  
四月十八日 兵右衛門

川船方  
御役所

前書之通奉願上候二付、  
奥印形奉差上候、以上、

舟持立合  
安助

同 忠治郎  
代幸助

乍恐以書付を御届申上候

一大山酒貳百四拾樽 貳斗入四つ附  
六拾駄也

六拾駄也

右者、仙台様御用酒、庄内

大山ニ而買調候内、今般

清水川岸并本合海より

八郎兵衛乗積登り、只今着船仕候、

此段乍恐以書付御届奉

申上候、以上、

酉 仙台御蔵元

四月廿八日 兵右衛門

川船方

御役所

乍恐以書付を奉願上候

一大山酒式百四拾樽 但式斗入四つ附

六拾駄也

右者、仙台様御用酒

庄内大山ニ而買調候内、先般

御勝手方下役東海林徳左衛門殿

より行沢廻し駄送仕度段、

口上書を以奉申上候分、此度

仙台表より関山廻し駄送

仕候様申来り候ニ付、振替関山

通、明廿九日より駄送仕度奉

存候間、乍恐此段御聞届

被成下置度奉願上候、以上、

酉四月廿八日 大石田四日町

御蔵元

兵右衛門

尾花沢

御役所

乍恐以書付御届奉申上候

一大山酒式百四拾樽 但式斗入四つ附

六拾駄也

内 式樽 痛樽ニ相成候

残而式百三拾八樽 但式斗入四つ附

六拾駄也

右者、仙台様御用酒、去月

廿八日着船御届奉申上、翌

廿九日水場、蔵入仕候分、昨朔日

書面之通駄送仕候、依之乍

恐以書付御届奉申上候、以上、

酉五月二日 仙台御蔵元

兵右衛門

川船方

御役所

送り状

一仙台御用酒式百三拾八樽

右之通差送り候条、

夫々御改、四つ時茂御急

御継立可被下候、尤駄賃銭

御宰領之衆より御請取

可被成候、以上、

酉 仙台御蔵元

五月朔日 二藤部兵右衛門

羽州 大石田

大石田

土生田

楯岡

六田

関山

右宿々

御問屋衆中

右之通駅々

無滞継立頼度候、

以上、

森 弥門 (書き印)

右宿々

問屋衆中

覚

一大山酒式百四拾樽 但式斗入

右者仙台用酒、書面之通

関山通仙台江来月朔日より

相通り度旨申出候間、其村々

通行之節ハ、諸事は迄之通

不取締之儀無之様取計可

駄送候、此廻状早々順達、留村より

可相返候、以上、

酉 尾花沢

四月廿九日 御役所

大石田村

今宿村

土生田村

本飯田村

林崎村

右村々

役人

四月十八日

東海林徳左衛門様

尾花沢

御役所 届書左二

口上 覚

一大山酒式百四拾樽

但式斗入六拾駄

右之通、仙台用酒庄内

大山二而相調、此度行沢通シ

運送任度奉存候間、御通シ

被成下度奉願上候、此段

首尾預り度奉存候、以上、

酉 仙台勝手方

四月十八日 下役

東海林徳左衛門

四月十八日 兵藏持参

一金壹両 奥野様へ

一同壹歩 直助様

一同壹歩 久米藏様

一同壹歩 義郎様

〆金壹両三歩

右者同兵藏案内二而

罷出申候、

四月十八日 喜七郎二而差上候

一金壹歩

下役 鉄五郎様

此分店方へ預り置申候、

一金壹歩

同 鉄藏様

一金式朱

舟持立合 安助殿

一金式朱

同 忠治郎殿

是者同人留主二付、小口へ罷越

直々手移し相渡申候、

〆

御役所へ者、徳左衛門様追而

罷出候積二申上置候、

東根江

菊田源兵衛様

山崎源吉様

御供門之助殿

案内利六遣し

御役所詰合

四月廿六日夕罷出申候、廿八日帰宅

一 酒田御出役二付 長谷川太助様

一金三歩 伊藤庄重郎様

一 酒田御出役二付 坂巻雲平様  
御留主

外二 郡中惣代

金三歩 横尾正作様

金壹歩 工藤右内殿へ

右者宿工藤右内方へ、私より

添状を以相頼遣し、

覚

一百三十文 酒貳斗入  
壹駄 土生田迄

一拾五文 辺りかへ共諸  
入用

一七文 問屋目せん

一六文 馬さし酒手

一八文 郡中入用

百六十六文

同壹駄  
本飯田迄

一百五十四文

外二手掛り前江かり

右之通御座候、以上、

四月廿九日 大石田  
問屋

に御印

覚

一百七拾貳文 貳斗入四樽

右者本飯田より楯岡迄慥ニ

駄送申候、以上、

酉四月廿七日 本飯田  
問屋 印

仙台  
御家中様

覚

一百五拾貳文 庄内酒  
貳斗入四樽  
壹駄賃

右者楯岡より宮崎六田

迄書面之通相定置候処、

相違無之御座候、以上、

酉 楯岡  
四月廿七日 問屋

笠原茂右衛門 印

菊田源兵衛様

覚

一三四拾四文 御用酒四樽附  
壹駄二付

右者当宿より関山口迄之

駄賃錢、書面之通り申請

繼立可仕候、以上、

酉 六田宿  
四月廿七日 問屋 幸三郎 印

仙台御家中

菊田源兵衛殿

議定書一札之事

一壹貫目二付 関山より坂の下迄  
拾八貫文かゝり

一御用酒壹樽二付 蔵敷  
拾八文

右者、仙府御用酒、庄内

大山ニ而買入、今般不殘関山

通し駄送仕度旨申入候二付、

前書之通議定取究

候処実正也、尤紛失樽出来

仕候節ハ、弁出仕、少茂御損

相懸申間敷候、勿論坂の下

迄駄送之儀者、道中筋

万端心ヲ附、駄送可仕候、為

後日議定書差上候処如件、

酉四月 最上関山村

問屋 佐藤吉五郎 印

道中縮方

惣吉

同 惣三郎

仙台御城下

菊田源兵衛様

同 山崎源吉様

大石田より

土生田迄 一り九丁

本飯田迄 一り拾六丁

土生田より

楯岡迄 一り廿五丁

本飯田より

楯岡迄 一り十八丁

楯岡より

宮崎迄 一り

六田迄 一り七丁

六田より

関山迄 三り

覚

大山酒廿八樽之内廿一樽痛  
一拾九貫四百目 七兵衛舟

内

五貫貳百五拾目

壹樽ニ付  
貳百五拾匁ツ、  
御用捨引

残而拾四貫百五拾目

此升三斗五升三合七勺

代銀百五拾九匁壹步六り

此金貳兩貳步貳朱

壹升ニ付 銀壹匁六分六り

拾匁五分かへ

内

六貫五百目

壹樽ニ付  
貳百五拾匁ツ、  
御用捨引

大山酒廿九樽之内廿六樽痛

一拾八貫六百目 儀兵衛舟

此金貳兩壹步

銀壹匁壹分貳り

大山酒廿八樽之内十七樽痛  
一九貫五百目 甚助舟

内

四貫貳百五拾目

壹樽ニ付  
貳百五拾匁ツ、  
御用捨引

残而五貫貳百五拾匁

此升壹斗三升壹合貳勺

代銀五拾九匁四厘

此金三歩三朱

銀貳匁七分九り

大山酒廿八樽之内廿樽痛

一九貫九百目 六平

内

五貫目

残而四貫九百匁

此升壹斗貳升貳合貳勺

代銀五拾五匁壹分貳厘

此金三歩貳朱

銀貳匁六分九り

大山酒廿九樽之内十七痛  
一五貫目 与吉舟

内

四貫貳百五拾目 壹樽ニ付  
貳百五匁分  
御用捨

残而七百五拾匁

此升壹斗八合七勺

代銀八匁四分壹り

此金貳朱 銀九分壹り

合金六兩三分步一朱

錢九匁壹分

右之通御座候、以上、

酉

八月廿九日 〔店〕

積合  
舟頭衆中

覚

一金六兩三步三朱 大山酒  
百七拾壹人 廿代金  
別紙吉惣表

内

金三兩

清川半九郎  
積出し大山酒  
貳百四拾樽為登  
運賃之内立替

金貳兩三朱

甚助舟積  
江藏運賃之内

百二拾八文

殘金壹兩三步  
三拾二文

右之通殘金髓ニ受取  
申候、以上、

西

八月廿九日 二藤部兵右衛門

須藤弥太郎殿

覚

大山酒廿八樽之内廿一樽痛  
一拾九貫四百目 七兵衛舟

内

五貫貳百五拾目

覚

八月廿五日 八郎兵衛船達九艘へ積登り  
一大山酒貳斗入 貳百四拾樽

九月十一日 庄吉船積登り  
一同 貳斗入 貳百四拾八樽

一同 五斗入

四樽

一同 粕五斗入

八樽

〆五百樽

此駄送払  
八月廿五日

御用酒貳百四拾樽

本飯田江送り  
関山通

但四ツ附六拾駄也  
内壹樽 痛明樽ニ相成

九月十三日

同 貳百四拾八樽 土生田へ送  
関山通

但四ツ附六拾式駄也  
内壹樽痛明樽ニ相成

同 四樽 同

但 五斗入  
内壹樽痛明樽ニ相成

同 粕五升入八樽 同

〆五百樽

此掛り物

一金三兩

清川より為登  
運賃之内  
船頭八郎兵衛渡  
同

一金四兩 船頭庄吉渡  
 一貳貫七百年文 荷繩四十五把  
 一壹貫九百廿文 代 同三十式把  
 一七百三拾文 樽七十三拼 揃  
 運賃了持拵  
 一七百四拾文 樽七十四拼  
 同断  
 一壹貫九百七拾文 四百四十八樽  
 小樽之代  
 御用酒  
 百廿三駄  
 蔵鋪し  
 銀三匁 壹駄ニ付銀壹匁ツ、  
 此錢三百十六文  
 〆金九兩  
 八貫三百七拾六文  
 此金壹兩壹歩一朱  
 八十壹文  
 合金拾兩壹歩一朱  
 八十壹文  
 右之通御払被成下、樋二  
 請取申候、以上、  
 酉

九月十四日 二藤部兵右衛門(印)  
 若生儀兵衛様  
 山崎源吉様  
 八月廿一日 覚  
 一貳百文 太右衛門様  
 同 廿三日 同  
 一貳百文 庄兵衛殿渡  
 同 廿四日 源吉様  
 一貳百八拾文  
 〇升足袋壹足代  
 同 一貳百八拾文 儀兵衛様  
 〇同代  
 同 廿六日 円藏殿  
 一四百文  
 同 廿七日 太右衛門様  
 一 九百五拾文  
 白米五升代(△に) 払  
 同 一五拾文 円之助殿  
 石炭代 △か払  
 一十壹貫四百文  
 御用酒  
 六十駄大石田より  
 本飯田迄駄賃  
 問や久太郎渡

八月二十八日 太右衛門様  
 一十八貫八百四拾文 渡し  
 同 一百文 源吉様  
 同 廿九日 同  
 一貳百文 同  
 同 一貳百四拾文 同  
 半切百枚代  
 同晦日 弁助船  
 一金三朱 上乘御飯料  
 貳百廿文  
 同 八郎兵衛船  
 同 四拾文 同断  
 同 一金壹歩一朱 円之助殿へ  
 同 一 金壹朱 かし  
 同 四拾文 同  
 同 一 金壹歩一朱 茂平治船  
 四拾文 上乘御飯料  
 九月朔日 源吉様  
 一貳百文  
 同 四日 円之助殿  
 同 一百文  
 同 一三百文 源吉様  
 〇銀山役人足雇  
 同 六日

一金貳朱	儀兵衛様
百廿五文	源吉様
白米五升代久蔵払	
同九日	
一四百九拾文	源吉様
○庄ふとん沓ッ代	
同十日	
一百文	同
同	
一貳貫四百文	同
○しま拾沓ッ代	円之助殿
同	
一三十五文	儀兵衛様
○ひゑん香代	
同	
一五拾文	同
墨紙代	
同	
一三十八文	同
紙沓状代	
同十一日	源吉様
一貳百文	
同	
一五百文	同
同十三日	
一三百八拾文	同
○さらし切八尺五寸	
同	
一廿五文	同
墨紙代	

同	
一五拾文	円之助殿
石灰代	
一貳百五拾文	桶屋治助
四月中桶けつる御雇	
樽沓ッ仕直し	
一金沓両貳歩貳朱	駄賃銭
三百十八文	問屋払
一九百八十四文	百廿三駄
	桶屋作り
	三拾分渡
一金貳朱	牛方
六百文	弥之助渡
但檢ノ沢板七枚大石田より	
関山迄牛通駄賃	
一百三文	儀兵衛様
扇子一对水引代	源吉様
△金貳両三步	
四拾貫八百九拾文	
此金沓両貳歩三朱	
三拾貫貳百廿五文	
合金四両沓歩三朱	
三拾貫貳百廿五文	
右之通御払被成下、慥ニ	

請取申候、以上、	
酉	
九月十四日	二藤部兵右衛門
若生儀兵衛様	
山崎源吉様	
覚	
八月廿日	太右衛門様
一生酒七合五勺	
同廿一日	同
同廿二日	儀兵衛様
同廿四日	同
同廿五日	同
同廿六日	同
同廿八日	源吉様
同廿九日	同
九月朔日	同
同五合	

同三日

儀兵衛様

一同 五合

源吉様

一同夕 五合

一同 五合

一同 五合

一同 五合

一同四日 五升

一同八日 五合

一同九日 五合

一同 式合五勺

同夕 一同八合五勺

九月十日 一生酒式合五勺

一同 五合

一同 三合

同十一日 一同 五合

一同 五合

同十四日 一同 式合五勺

〆生酒壹斗八升六合五勺 代七貫八百三拾六文

此金壹両三朱

三百廿八文

右之通御払被成下、慥ニ

請取申候、以上、

西

九月十四日 二藤部兵右衛門

若生儀兵衛様

山崎源吉様

覚

一金壹歩

八月十五日 九月十日 十一日 十二日

一金貳朱 八月十五日 廿六日

一金壹歩三朱 八月廿日より廿六日迄

佐源太様 四泊御旅籠

清蔵様 貳泊り

太右衛門様 七泊り

一金壹歩一朱 八月廿日より廿四日迄

一金三歩貳朱 八月廿一日 廿二 廿三 廿四 廿五 廿六 廿七 廿八 廿九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 儀兵衛様 十四泊り

一金壹両貳朱

源吉様 十八泊り

八月廿一日 廿二 廿三 廿四 廿五 廿六 廿七 廿八 廿九 三十 三十一 三十二 三十三 九月三日 八 九 十 十一 十二 十三 十四

一金壹歩一朱

門助様 五泊り

一金壹歩貳朱

八月廿四 廿五 九月三 十 十一 十二

〆金四両壹歩一朱

右之通御払被成下、慥ニ

請取申候、以上、

西

九月十四日 二藤部兵右衛門

若生儀兵衛様

山崎源吉様

覚

八月廿四日

一金四両 江沢内蔵八様  
 一金壹歩貳朱 神部鉄五郎様  
 一金壹歩貳朱 遅沢由兵衛様  
 立会  
 安助殿  
 一金三朱  
 同  
 忠次郎殿  
 一金三朱  
 〽金三両貳朱  
 一金壹両貳朱 奥野与六様  
 一金壹歩 飯沼直助様  
 一金壹歩 飯沼糸蔵様  
 一金壹歩 奥野義郎様  
 〽金貳両壹歩  
 八月廿七日 源吉様へ  
 一金壹両  
 九月十一日 奥野様へ  
 一金壹歩 御肴料  
 同十三日 久太郎へ  
 一金貳朱 御肴料  
 〽金壹両壹歩貳朱

合金六両三歩  
 是へ  
 金六両三歩三朱 御用酒  
 弁代金  
 百七拾壹文  
 引残金三朱  
 百七拾壹文  
 右之通差引残金此度  
 御渡申上候、以上、  
 酉  
 九月十五日 二藤部兵右衛門  
 若生儀兵衛様  
 山崎源吉様  
 覚  
 一金壹両三朱 酒代別紙  
 三百廿八文 書出請取表  
 一金四両壹歩一朱 御旅籠別紙  
 請取表  
 一金四両壹歩三朱 店方書出し  
 請取表  
 三拾貫貳百廿五文  
 御用酒  
 諸掛り目録  
 一金十両壹歩一朱  
 八十壹文  
 〽金貳拾両壹歩  
 三十貫六百三拾四文

内  
 金廿両 八月十一日  
 請取 太右衛門様より  
 三十貫文  
 金壹歩 此度請取  
 六百三十四文  
 右之通御座候、以上、  
 酉  
 九月十五日 二藤部兵右衛門  
 若生儀兵衛様  
 山崎源吉様  
 (裏表紙)  
 (山形大学附属図書館・二藤部家文書)

【解説】  
 ○最上川舟運で最大の河岸場であった大石田(山形県大石田町)の舟問屋・二藤部兵右衛門家に残されていた、仙台藩による天保八年の御用酒買入に関する史料。全文を翻刻・掲載した。  
 ○菊田源兵衛は、天保八年(一八三七)一月から

四月にかけて、仙台藩の役人と協同して、大山酒二四〇樽の移入にあたっていた。

○運搬に際して、幕府尾花沢陣屋（山形県尾花沢市）の役人と交渉している。大石田から関山（山形県東根市）までの継ぎ立てについても同陣屋より触が出されており、仙台藩による酒移入が公的輸送として位置づけられていることがわかる。

○後半は、同年八月の大山酒移入に関する史料。仙台藩側の「若生儀兵衛」は、城下河原町の商人である。本書所収の拙稿二本でも指摘したが、ここでも仙台城下町北端と南端の有力商人が分担して活動していることがわかる。